

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第36号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給月額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額(給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、同欄に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(支給月額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。</p> <p>2 略</p>

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
	9級	1種	125,700円	108,900円
	8級	2種	90,700円	77,000円
		2種	85,400円	70,300円

行政職給料表	7級	3種	68,300円	56,300円
		4種	59,800円	49,200円
	6級	3種	64,200円	49,600円
		4種	56,200円	43,400円
		5種	48,200円	37,200円
公安職給料表	9級	2種	92,400円	80,900円
	8級	2種	87,700円	74,600円
		3種	70,200円	59,600円
	7級	3種	69,000円	54,000円
		4種	60,400円	47,300円
教育職給料表(1)	4級	3種	70,300円	65,600円
		4種	61,500円	57,400円
		5種	52,700円	49,300円
	3級	3種	68,100円	53,400円
		4種	59,500円	46,700円
		5種	51,000円	40,000円
		6種	50,200円	39,200円
	2級	7種	42,600円	33,400円
		8種	32,500円	21,600円
	教育職給料表(2)	4級	3種	67,600円
4種			59,300円	56,000円
5種			50,800円	48,100円
3級		3種	66,000円	52,300円
		4種	57,800円	45,700円
		5種	49,500円	39,300円
		6種	48,600円	38,400円
		7種	41,300円	32,700円
研究職給料表	5級	1種	124,800円	94,900円
		2種	99,800円	75,900円
	4級	2種	86,500円	64,300円
		3種	69,200円	51,400円
		4種	60,500円	45,000円
医療職給料表(1)	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
		3種	85,000円	71,600円
	3級	2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
医療職給料表(2)	7級	2種	84,500円	72,000円
		3種	67,600円	57,600円
	6級	3種	64,200円	50,900円
		4種	56,200円	44,500円
医療職給料表(3)	7級	2種	85,200円	73,100円
		3種	68,200円	58,600円
	6級	3種	66,900円	51,300円
		4種	58,600円	45,000円

		5種	50,200円	38,500円
海事職給料表	5級	4種	62,600円	48,200円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。